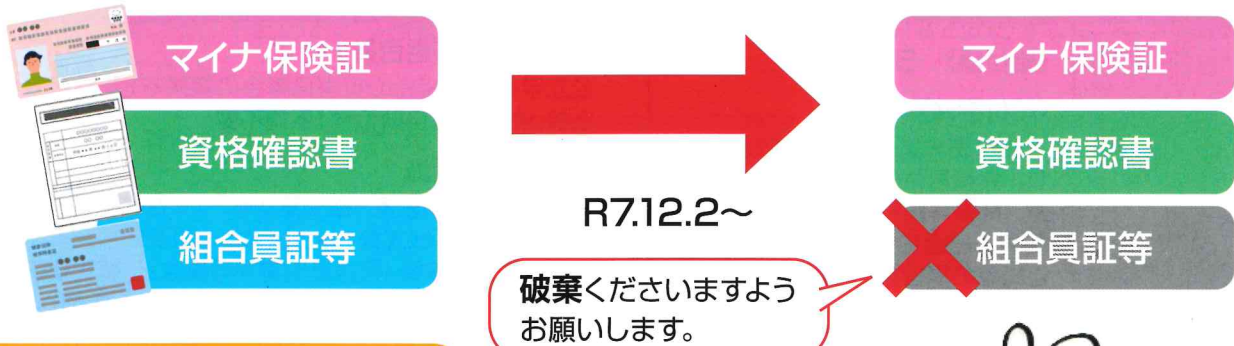


マイナ保険証の登録をお願いします！

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とした制度に移行したことにより、**令和7年12月2日**以降は組合員証等の使用が原則できなくなりました。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書をご利用ください。



● 受診の際はマイナ保険証を

医療機関等を受診する際は、是非マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- データに基づくより良い医療が受けられる！
- 限度額適用認定証の交付手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される！
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる！
- 受付がマイナ保険証1枚になり、医療現場で働く人の負担を軽減できる！



● 以下の手順でマイナ保険証の登録ができます

既にお持ちの方は3から

1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です。

- ・ オンライン申請サイト（スマートフォンやPCから）
- ・ 郵便
- ・ まちなかの証明写真機

2 マイナンバーカードを受け取る

市町役場に行ってマイナンバーカードを受け取ります。

3 マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

登録方法は選択可能です。

- ・ 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）
- ・ マイナポータル
- ・ セブン銀行ATM

● スマートフォンのマイナ保険証利用が開始されています



令和7年9月19日より、利用環境が整った医療機関等において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始されています。スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続きマイナ保険証として利用できます。

● 資格確認書の交付について

令和7年12月2日以降は組合員証等が原則使用できなくなることに伴い、**マイナ保険証をお持ちでない方を対象として、資格確認書を一斉交付**しております。

医療機関等に提示することで、組合員証等と同様の使用方法で受診が可能です。